

特定緊急輸送道路 沿道建築物耐震助成制度

東京都では、大地震時に緊急輸送道路の沿道にある建物が倒壊し、道路をふさぐことを避けるため、平成23年4月に新条例を施行し、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進しています。

足立区では、この都条例の対象となる建築物が、耐震補強工事や建替え工事などを行う場合の助成制度を制定し、沿道建築物の耐震対策が実施しやすくなるようにしました。



助成内容	主な対象要件	助成対象費・補正率	助成基準額・助成金額
補強設計助成	区の耐震診断助成を受けた建物のうち、補強が必要と判断された建築物で、建築基準法に著しく違反していないもの (診断および作成した補強計画について、第三者機関での耐震評定の取得が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象費 対象建物の延べ面積に対し、 ① 1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡ ② 1,000～2,000㎡の部分は3,500円/㎡ ③ 2,000㎡超の部分は2,000円/㎡ ①から③の合計と実施費用と比較し安価な額 ・補正率A 補正率A=(助成基準額①÷実施費用)÷4 (ただし、1/6を上回る場合は1/6) 	助成基準額① 助成対象費が500万円以下は助成対象費の5/6以内 500万円を超える部分は助成対象費の1/2以内 助成基準額② 補正率A×実施費用=助成基準額② 助成金額 助成基準額①+助成基準額② =助成金額
耐震改修工事助成	区の補強設計助成を受けた建物のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強の結果が安全性を満足する建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象費 延べ面積×51,200円/㎡ 免震工法等を使用する場合は、延べ面積×83,800円/㎡ ただし、住宅(分譲マンションを除く)の場合は、延べ面積×34,100円/㎡ 分譲マンションの場合は、延べ面積×50,200円/㎡ 上記の計算額と実施費用と比較し安価な額 ・補正率B 補正率B=(助成基準額③÷実施費用)÷10 (ただし、1/15を上回る場合は1/15) 	助成基準額③ 助成対象費の5/6 ただし、 ●助成対象費が3,000万円超の場合「助成対象費×1/2+1,000万」 ●助成対象費が6,000万円超の場合「助成対象費×1/3+2,000万」 助成基準額④ 補正率B×実施費用=助成基準額④ 助成金額 助成基準額③+助成基準額④ =助成金額
建替え工事助成 除却工事助成	区の耐震診断助成を受けた建物のうち、補強が必要と判断された建築物で、建替えにあっては新規建築物が建築確認、検査済証を受けたもの	耐震改修工事に同じ ただし、建替えに用いる延べ面積は、建替え前と建替え後の建物の延べ面積のうちいずれか小さい方とし、耐震改修工事に要する費用相当分と比較し安価な額	耐震改修工事に同じ

- ※ 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成については、担当までご連絡下さい。
- ※ 消費税は助成対象外となります。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
- ※ 事前申請が必要です。申請前に耐震改修や除却工事などを行った場合は、助成できません。
- ※ すでに耐震助成を利用した建物は、この制度を利用できません。
- ※ 建替え後の建築物は、省エネ基準に適合することが条件となります。

✧特定緊急輸送道路とは

地震時の建物倒壊から閉塞を防ぐ必要があるものとして指定された道路で、足立区内では日光街道、環状七号、尾久橋通、並びに高速道路が指定されています。

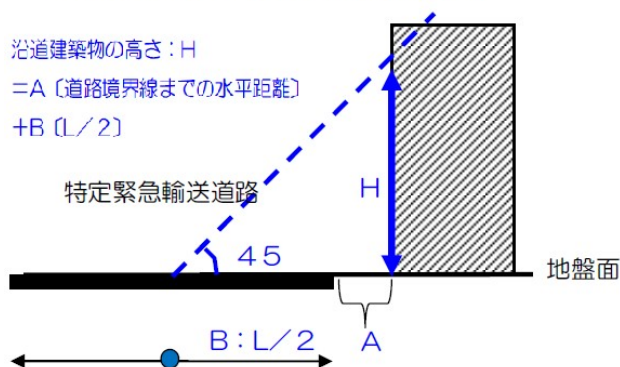
✧特定緊急輸送道路沿道建築物とは

特定緊急輸送道路に面する建築物で、下表の高さの条件を満たすもの

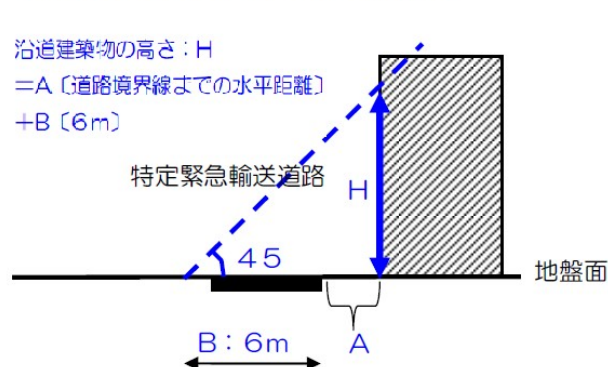
建築物の高さ

道路幅員	建築物の高さ
12 ㍍超の場合	「道路幅員の1/2+セットバック距離」を超える高さであること
12 ㍍以下の場合	「6 ㍍+セットバック距離」を超える高さであること

①前面道路幅員Lが12mを超える場合



②前面道路幅員Lが12m以下の場合



✧助成金額の計算方法

●補強設計助成（延べ床面積 2,500 ㎡・3階建ての場合、補強設計実施費用 600 万円）

・助成対象費

①1,000 ㎡以下の部分	1,000 ㎡×5,000 円/㎡ =500 万円
②1,000～2,000 ㎡の部分	1,000 ㎡×3,500 円/㎡ =350 万円
③2,000 ㎡超の部分	500 ㎡×2,000 円/㎡ =100 万円
	合計 950 万円

よって、助成対象費は、600 万円（補強設計実施費用以下となります。）

・助成基準額①の算定

500 万円以下は 5/6 500 万円を超える部分は 1/2 なので
 助成基準額①は、500 万円×5/6+100 万円×1/2=466 万 6666 円

・助成基準額②

補正率A=(466 万 6666÷600 万)÷4≒0.194

よって、補正率Aは 1/6（1/6 を上回る場合は 1/6 となります。）

助成基準額②は、補正率A×実施費用=1/6×600 万=100 万円

・助成金額

助成基準額①+助成基準額②=466 万 6666+100 万=566 万 6 千円（千円未満切捨て）

✧耐震減税制度について

現行の耐震基準に適合させる工事など、一定の要件を満たす耐震改修工事を住宅に実施した場合、所得税（国税）や固定資産税（都税）などの減額・減免等の制度があります。詳しくは、所轄の税務署または都税事務所にお尋ねください。

その他、助成には条件があります。詳しくは下記の窓口まで、ご相談・お問合せください。

足立区建築防災課耐震化推進第一・第二係

電話：03（3880）5317

FAX：03（3880）5615

Email：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

